

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業統治とは、会社の意思決定機関である取締役会の活性化と経営陣に対する監視と不正を防止する仕組みであると認識しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題の一つと位置づけ、小規模組織であるが故に迅速な経営判断を可能とし、経営の効率性、健全性、透明性を確保するとともに経営責任の明確化を推進するよう、コーポレート・ガバナンスを充実させることを基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ディキャピタル	293,300	9.21
近藤 浩代	226,300	7.11
宮崎 正伸	204,900	6.44
西岡 淳	112,000	3.52
徳永 道太	45,300	1.42
須藤 邦宏	31,200	0.98
岡本 茂明	29,700	0.93
松本 浩一	25,800	0.81
SMBC日興証券株式会社	25,700	0.81
品川 真尚	22,600	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本 慶一	他の会社の出身者											
福盛 貞蔵	他の会社の出身者											
金崎 定男	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 慶一	○	○	――	<監査等委員選任理由> 長年銀行に勤務し財務及び会計に関する相当程度の知識を有していることや取締役として経営に関与した経験を有していることから、監査等委員である取締役として選任しております。 <独立役員選任理由> 当該取締役と当社の間には取引関係がなく、客観的で中立的な立場を保持していると判断していることから、独立役員に指定いたしました。

福盛 貞蔵	○	○	——	<監査等委員選任理由> 長年上場企業の取締役として経営に関与した経験と深い見識を有していることから、適切な助言が期待できるものと判断し、監査等委員である取締役として選任しております。 <独立役員選任理由> 当該取締役と当社の間には取引関係がなく、客観的で中立的な立場を保持していると判断していることから、独立役員に指定いたしました。
金崎 定男	○	○	——	<監査等委員選任理由> 公認会計士として培われた会計に関する専門的な知識・経験等を有していることから、適切な助言が期待できるものと判断し、監査等委員である取締役として選任しております。 <独立役員選任理由> 当該取締役と当社の間には取引関係がなく、客観的で中立的な立場を保持していると判断していることから、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

当社は組織規模が小さいことから、監査等委員会が直接情報収集することが容易であると考えております。そのため、監査等委員会を補佐する専任の者はおりませんが、管理部門の担当役員が監査等委員会と情報を共有しながら、必要に応じて管理部門のスタッフに具体的な解決策の策定を指示し、円滑な業務遂行に努めております。

また、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議し適切な人員配置を検討いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 会計監査人

当社の会計監査人は、東陽監査法人であります。東陽監査法人より、監査の過程を通じて監査結果報告の説明及び内部統制システムについて問題点の指摘と改善策について指導を受けております。

会計監査人及び当社の監査に従事する東陽監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

2. 会計監査人との連携

監査等委員会は、会計監査人から監査計画等の報告を事前に受けるとともに、四半期毎に監査方針並びに監査結果報告及び四半期レビュー実施報告に係る意見交換を行っております。また、監査等委員会が必要に応じて情報の提供や意見交換又はアドバイスを受ける等の連携に努めております。

3. 内部監査部門との連携状況

内部監査は、社長直属の内部監査室を設置し、担当者を1名おいて実施しております。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動全般に対して適法・適正な業務の遂行、業務上の過誤による不測事態の発生の予防、業務の改善と経営効率の向上等について監査を実施するとともに、その結果を適宜報告する等、監査等委員会及び会計監査人との連携・調整を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

更新

株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与による役員報酬制度を導入しております。2019年5月期においては、2018年10月12日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対して、普通株式3,100株、従業員7名に対して普通株式700株を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
なお、役員区分毎の報酬等の総額、対象となる役員の員数は次のとおりです。

< 2019年5月期（第28期）役員報酬 >

取締役（監査等委員を除く。）の年間報酬総額 64,878千円 4名

取締役（監査等委員）の年間報酬総額 9,960千円 3名（うち社外取締役2名）

（注）1．取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員を除く。）4名の報酬等の総額には、当事業年度にかかる譲渡制限付株式報酬額948千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

更新

当社は組織規模が小さいことから、社外取締役が直接情報収集することが容易であると考えております。そのため、社外取締役を補佐する専任の者はありませんが、管理部門の担当役員が社外取締役と情報を共有しながら、必要に応じて管理部門のスタッフに具体的な解決策の策定を指示し、円滑な業務遂行に努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び3名の監査等委員である取締役で構成されており、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、情報サービス業界の激しい変化に対応するため迅速・機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款への適合性及び業務の適正性の確保の観点から取締役の職務の執行状況を監査・監督しております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役(全員が社外取締役)で構成されており、社外取締役はいずれも東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査する他、内部統制システムを通じ業務及び会計監査を行っており、定期的に監査等委員会を開催しております。

3. 内部監査の体制

内部監査は、社長直属の内部監査室を設置し、担当者を1名おいて実施しております。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動全般に対して適法・適正な業務の遂行、業務上の過誤による不測事態の発生の予防、業務の改善と経営効率の向上等について監査を実施するとともに、その結果を適宜報告する等、監査等委員である取締役及び会計監査人との連携・調整を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。

4. 会計監査人の体制

会計監査人として、東陽監査法人を選任しており、2019年5月期の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、清水和也氏、川越宗一氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名、その他3名です。

会計監査人に対する報酬の額は、監査証明業務に基づく報酬11,000千円であります。

5. 報酬決定の機能

取締役の報酬については、株主総会の決議により、監査等委員以外取締役、監査等委員である取締役、それぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この時点で株主のチェックが働く仕組みとなっております。

6. その他、コーポレート・ガバナンスを強化する体制

情報セキュリティシステムについては、ISO27001を取得し、9名の委員により構成されるセキュリティ委員会を設けております。

個人情報保護については、プライバシーマークを取得し、4名の委員により構成されるプライバシーマーク事務局を設けております。

当該委員会及び事務局は、規程の查定、社内への啓蒙及び監査等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営全般について高い知見を有する社外取締役3名を監査等委員である取締役に選任しており、経営監督機能の実効性と意思決定の透明性を向上させることにより、コーポレート・ガバナンスの向上に資するものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年8月27日開催の第28期定時株主総会の招集通知は株主総会開催日の17日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	5月決算のため、定時株主総会は8月開催となるため、集中日は回避されます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、営業報告(事業報告)、その他の適時開示資料、PR情報を掲示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範において定めており、年に一回、全社員に行動規範を配布し、啓蒙に努めております。
その他	プライバシーマークを取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の「内部統制システムに関する基本方針」は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令遵守を当社の公正かつ透明性の高い企業経営にとって最も重要な課題のひとつであると認識し、「経営理念」「経営方針」「行動規範」を制定した。代表取締役はその精神を役職者を始め全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守が企業活動の原点であることを徹底する。
 - ・コンプライアンス上疑義ある行為については、内部者通報制度規程に基づき社外弁護士を通じた通報窓口を設置し、取締役及び使用人が通報できるものとする。
 - ・取締役及び使用人の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に自己点検を実施する。内部監査規程に基づき、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて調査するとともに、その結果を代表取締役に報告する。
 - ・監査等委員である取締役は、必要に応じて重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査・監督する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令、文書管理規程及び「情報セキュリティスタンダード」に従い保存対象文書、保存期間及び主管部署を定め適切な保存・管理を行う。
 - ・取締役が必要に応じてこれらの文書を速やかに閲覧できる状態を維持する。
 - ・内部情報管理規程に基づき情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は代表取締役の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理規程を制定する。
 - ・管理部はリスク管理部門として全社的なリスクの認識とリスク管理活動を統括し、リスク分類ごとの権限付与と責任を負う責任部門を定め、規程の運用・見直しを図る。
 - ・自然災害等重大な不測の事態が発生した場合は、対応責任者を定め、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - ・必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、速やかに対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することと遵守して、重要事項の決定を行う。
 - ・取締役会では、定期的に各業務執行取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。
 - ・取締役会は、経営環境の変化に対応して経営方針及び経営計画を策定し予算を決議する。日常の職務執行について、職務権限規程及び職務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社に親会社または子会社はありません。
6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議し適切な人員配置を検討する。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての任命、異動及び評価等を行う場合は、あらかじめ監査等委員会の承認を得ることとする。
 - (3) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - ・監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席し、業務執行取締役から職務執行の状況その他重要事項の報告を受ける。また、監査等委員会が必要と判断する会議の議事録について閲覧できる。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
 - ・監査等委員会は、上記にかかわらずその職務執行上必要と判断した事項についていつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に報告を求めることができる。
 - ・監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。
 - (4) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、定期的に代表取締役と会合を持ち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題及び事業に内在するリスク等の他、監査上の重要な課題について意見交換する。
 - ・稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に監査等委員会が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - ・監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人から監査計画を事前に提供を受けるとともに、必要に応じ監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行う。
 - ・監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士・税理士・公認会計士その他外部アドバイザーから意見と助言を求めることができる。
 - ・監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは精算等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
7. 財務報告の信頼性及び資産保全の適正性を確保するための体制
 - 財務報告の信頼性を確保するために必要な体制及び有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を金融商品取引法等

の法令に準拠して整備する。また、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、外部に向けて報告する体制を整備する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととする。また、必要に応じ弁護士、警察等の専門機関とも連携を取る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断し、反社会的勢力による経営活動への関与や被害を防止するために、以下の対応を行っております。

- (1) 反社会的勢力に対する対応部署は管理部とし、管理部のスタッフは証券取引所等が開催する反社会的勢力への対応に関するセミナー等に参加し、知識の習得に努めております。
- (2) 行動規範に反社会的勢力には毅然とした態度で接し、不当な要求に屈しない旨を挙げており、問題発生時には対応部署のみならず全社でこれに対応するものであります。
- (3) 反社会的勢力より不当な要求があった場合は、最寄りの警察に連絡するとともに、顧問弁護士と連絡をとり速やかに対応することにしていきます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

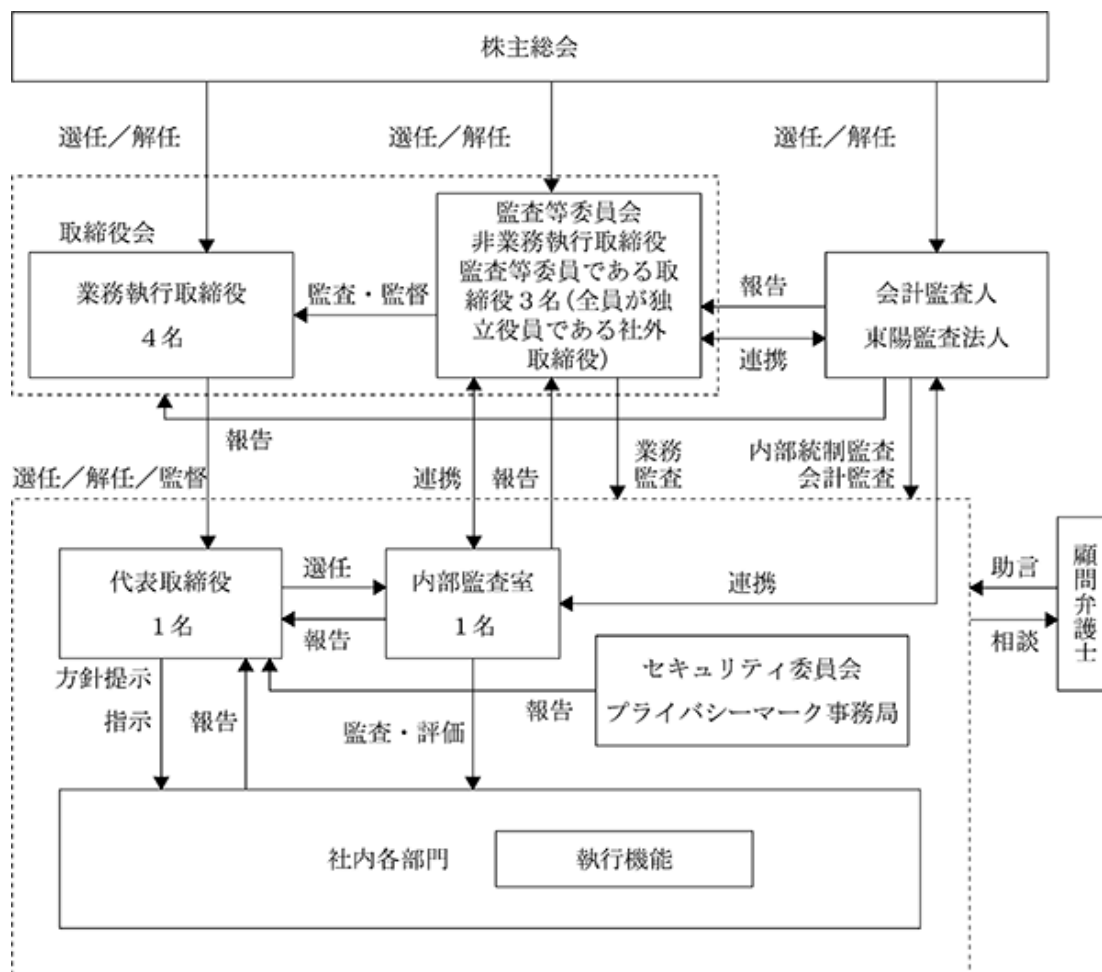
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の経営組織及びコーポレートガバナンスの体系図は下記のとおりです。



当社の適時開示体制の概要は下図のとおりです。

